

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年11月6日
【事業年度】	第36期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	マルシェ株式会社
【英訳名】	MARCHE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷垣 雅之
【本店の所在の場所】	大阪市東成区中本2丁目13番1号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号
【電話番号】	06（6624）8100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 川角 茂樹
【縦覧に供する場所】	マルシェ株式会社 東京支店 （東京都豊島区南池袋3丁目13番5号） マルシェ株式会社 名古屋支店 （名古屋市港区宝神3丁目402番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月23日に提出いたしました第36期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の有価証券報告書の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

・会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(訂正前)

a～1 <省略>

(訂正後)

a～1 <省略>

m. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 当社は、自己株式取得について、経済情勢の変化に機動的に対応し、効率的な運営を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(b) 当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。